

事務連絡
平成 30 年 2 月 22 日

指定障害福祉サービス事業者
指定障害者支援施設
指定障害児通所支援事業者 代表者 様
指定障害児入所施設
指定相談支援事業者

神奈川県保健福祉局福祉部障害福祉課

障害福祉サービス等情報公表制度の施行に係る事業者基本情報等の報告について（依頼）

日頃より障害保健福祉施策の推進にご理解ご協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律並びに児童福祉法の改正により、平成 30 年 4 月 1 日から指定障害福祉サービス事業者等及び指定障害児通所支援事業者等は、障害福祉サービス等及び障害児通所支援事業等を利用しようとする者のサービス利用の選択に資するため、提供するサービスに関する情報の公表が義務付けられます。

情報公表制度の施行にあたっては、利用者等がインターネット上でいつでも事業者の情報にアクセスできるよう、現在、独立行政法人福祉医療機構(以下「福祉医療機構」という。)の総合情報サイト(WAMNET)の「障害福祉サービス事業所情報検索システム」を改修し、新たに「障害福祉サービス等情報公表システム」の構築が進められています。

各事業者は、この障害福祉サービス等情報公表システムに福祉医療機構から発行される ID とパスワードを使ってログインし、公表情報を登録していただくこととなります。登録していただいた情報は、県等が確認の上、公表することとなります。

事業者による情報登録の開始は平成 30 年 4 月から、登録情報の全国一斉公開は同年 9 月からとされています。

つきましては、この ID とパスワードの発行に必要となる事業者(運営法人等)のメールアドレス等の基本情報をご報告いただく必要がありますので、下記により 2 月 28 日(水)までにご報告くださいますようお願いいたします。

なお、ID とパスワードは、事業所毎ではなく、法人毎に 1 つ発行されます。また、同一法人が複数の指定権者(県・横浜市・川崎市・相模原市・横須賀市等)から事業者指定を受けている場合には、それぞれの指定権者毎に 1 つ発行されます。複数の指定権者から事業者指定を受けている事業者(法人等)におかれましては、それぞれの指定権者にご報告いた

く必要がありますので、ご留意ください。

情報公表制度の概要につきましては、下記ページ掲載の資料をご覧ください。

1 報告対象事業者（法人等）

次の事業等を行う全ての事業者（法人等）

- (1) 障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス、指定地域相談支援、指定計画相談支援及び指定障害者支援施設
- (2) 児童福祉法に基づく指定通所支援、指定障害児相談支援及び指定障害児入所施設

2 報告事項

- (1) 事業者名（法人名等）（全角のみ 40 文字まで）
- (2) 事業者名フリガナ（全角のみ 40 文字まで）
- (3) 報告担当者の役職名・部署名及び氏名
- (4) 法人等の連絡先（電話番号及びファクシミリ番号）
- (5) 法人等の連絡先（システムからの連絡用メールアドレス）
- (6) 法人番号
- (7) 法人等の主たる事業所の郵便番号
- (8) 法人等の主たる事業所の所在地
- (9) 事業所名（法人等が運営する代表的な 1 事業所のみ記載）
- (10) 事業所番号（前記(8)の事業所番号）

3 報告の方法

次のURLにアクセスし、上記2の情報を全て入力してください。

<https://shinsei.e-kanagawa.lg.jp/kanagawa/uketsuke/dform.do?acs=wdpdjigyo20180220>

4 報告期限

平成 30 年 2 月 28 日(水)まで

5 情報公表制度の概要

別紙「障害福祉サービス事業所等の情報公表制度の施行について」(第 88 回 H29.12.11 社会保障審議会障害者部会資料) 参照

問合せ先
事業支援グループ 岡崎
電話 045-210-4717